

戸建住宅のエネルギー計算結果早見表の見方

本資料では、戸建住宅のエネルギー計算結果早見表の見方を解説します。
以下の手順にて、申請可能か確認してください。

- 1 住宅の延べ床面積を算出してください。
- 2 断熱改修する居室等と部位(天井・外壁・床・窓・ガラス)を決めてください。

- ・居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）は必ず選択してください。
- ・導入する断熱材及び窓は、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工する必要があります。
- ・補助対象となるのは、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみとなります。
- ・基礎断熱改修を行う場合、エネルギー計算結果早見表は使用できません。「個別エネルギー計算書」等を提出してください（「**2**-3個別計算について」参照）。

- 3 改修率を計算してください。

$$\text{改修率 (\%)} = \frac{\text{断熱改修床面積合計}^{\ast} (\text{m}^2)}{\text{延べ床面積} (\text{m}^2)} \times 100$$

※ 断熱改修床面積合計 = **2** で選択した部位全て(天井を除く)を改修する居室等の床面積の合計

<計算例>

- * 参考例を基に計算
- * 計算は全て小数点第3位切捨て

① 住宅の延べ床面積を計算します。

- ・1階の床面積が78.66㎡
- ・2階の床面積が64.59㎡の場合

延べ床面積 = 143.25㎡



② 断熱改修床面積を計算します。

- ・1階の床面積が64.59㎡
- ・2階の床面積が57.96㎡の場合

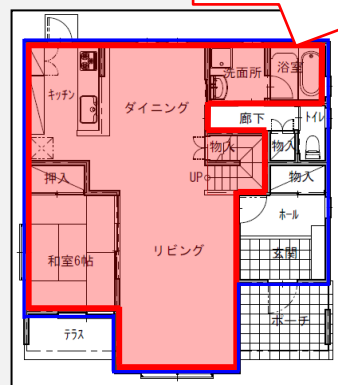
断熱改修床面積 = 122.55㎡



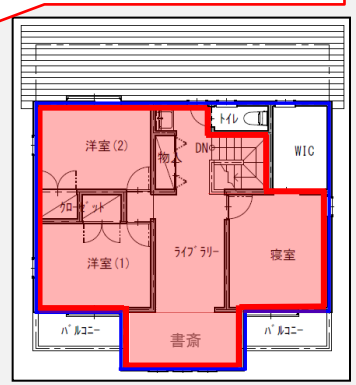
③ 改修率を計算します。

$$\text{改修率} = \frac{122.55\text{m}^2}{143.25\text{m}^2} \times 100 = 85.5 (\%) \rightarrow 85 (\%)$$

(参考例)



1階平面図



2階平面図

浴室の床及び玄関等の土間床は断熱改修工事が困難な場合も、当該部分は「断熱改修床面積」として改修率へ算入できる。

- …住宅の床面積部
- …断熱改修床面積部

小数点第1位は切捨てし整数で表記します。

4 「エネルギー計算結果早見表」を確認してください。
＜確認方法＞

- ① ② で決めた断熱改修する部位の組合せ (4～2部位)
- ② 地域区分 (1～8地域)

早見表で①②の交わる部分の改修率を確認。
③ で求めた改修率が早見表の改修率より上回って
いれば申請ができます。

＜参考例＞

- ① 断熱改修する部位の組合せ
・天井、床、窓の3部位改修
⇒ 組合せ番号：5
- ② 地域区分：6
- * 改修率：85%



* 早見表改修率との比較
85% ≥ 25%
(判定：申請可能)

◆エネルギー計算結果早見表（戸建住宅）

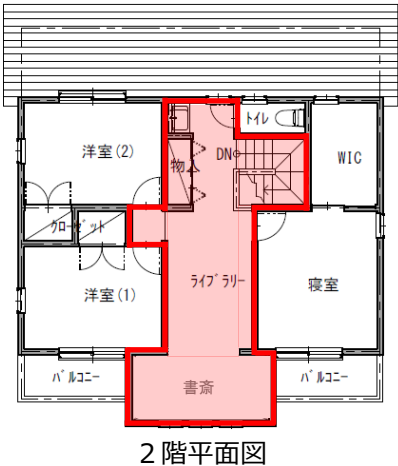
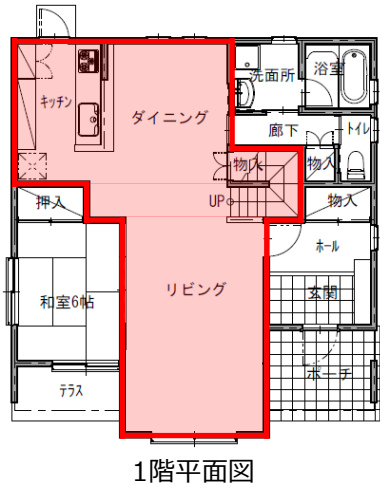
断熱部位数	組合せ番号	天井	外壁	床 ^{※1}	窓・ガラス	最低改修率(%)							
						地域区分							
						1	2	3	4	5	6	7	8
4部位	1	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	25
	2	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	25
	3	天井	外壁	床		25	25	25	25	25	25	25	25
3部位	4		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	50	
	5	天井		床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	
	6	天井	外壁			25	25	25	25	25	25	25	
	7	天井		床		25	25	25	25	25	25	25	
	8	天井			窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	
	9		外壁		窓の改修	30	30	40	40	40	40	70	
2部位	10		外壁		ガラスの改修	40	40	40	40	40	40	70	
	11		外壁	床		40	40	40	40	40	40	100	
	12			床	窓の改修	40	40	40	40	40	40	100	
1部位	13			床	ガラスの改修	50	40	40	40	40	40		
	14				窓の改修	100	100	100	100	100	100		

※選択部が「個別計算」と表記がある場合は、個別エネルギー計算書の提出が必要です。

5 早見表で最低改修率に達しない場合は、
見直しを行ってください。

- ・ 改修する居室等を増やし、改修率を上げる。
- ・ 断熱改修部位の組合せを変更する。
- ・ 「個別エネルギー計算書」等を提出する（「2-3個別計算について」参照）。

【注意事項】 同一空間の考え方



間仕切りがなく、空間がつながっている場合（吹抜け、階段等）は、同一空間と見なし、改修する居室等を含んでください。

左記の図の場合、1階のリビング、ダイニングを改修する場合は、階段で空間がつながっているライブラリー等も改修する居室等を含む必要があります。